

平成 28 年度予算編成方針

平成 28 年度は、震災復興に係る継続的な取り組みを引き続き推進するとともに、新たに策定する「政策重点化方針 2020」に基づき将来に向けたまちづくりに積極的に取り組む。

一方で、政令指定都市移行後、本市財政においては、歳入面では平成 11 年頃から主要一般財源の頭打ちの状況が続くとともに、歳出面では義務的経費の増加及び投資的経費の減少傾向が顕著である。平成 26 年度決算見込みでは、経常収支比率が、震災直後の特殊な状況にあった平成 23 年度を除き過去最悪となるなど、財政構造の硬直化が進行している。【別紙 1 及び 2 参照】

財政の対応力を維持しながら、将来に向けて必要な取り組みを着実に実施していくためには、短期的な対応にとどまらない、将来を見通した長期的な視点での対策の重要性が増している。

以上述べた現状認識を踏まえ、平成 28 年度予算編成は以下の枠組みにより進めるので、各局等の予算要求における特段の協力をお願いする。

1. 予算重点配分経費

(1) 将来を展望し重視すべき政策に要する経費

「政策重点化方針 2020（中間案）」に定める以下の項目及び、これらの推進のための多様な地域主体が力を発揮・連携できる環境づくりなどについて所要額要求を認め、社会情勢を踏まえ重視すべき政策に要する経費を精査の上配分する。

- ① 防災と環境を基軸とした未来を創るまちづくり
- ② 社会のイノベーションを生み人口減少に挑むまちづくり
- ③ 東西線開業を契機とした都市の楽しさを創造するまちづくり

(2) 中長期的な行財政改革のために必要な経費

中長期的にみてトータルでは費用負担を上回る効果が期待できる方策などについて所要額要求を認め、現在策定中の次期行財政改革計画における経営戦略に真に資する取り組みについて、費用対効果を精査の上配分する。

(3) 公共施設の長寿命化等に要する経費

公共施設の長寿命化や質・量の適正化等に真に資する取り組み（2（2）の変動経費と整理されたものを除く。）について所要額要求を認め、「公共施設総合マネジメントプラン」に掲げる基本的な考え方や取組方策に基づき、精査の上配分する。

2. その他の経費

(1) 義務的経費

人件費、法定扶助費、公債費、左記に準ずる特別会計繰出金、積立金及びこれらに準ずる義務的経費については、法令上又は制度上削減が難しい経費ではあるが、過去の不用額の状況、

見直しの可能性等の再精査を踏まえた要求とし、所要額を精査の上配分する。

(2) 変動経費

福祉施設整備費助成、地域施設整備、企業誘致助成、市街地再開発事業補助、土地区画整理、学校建設、システム開発・更新など、各種計画等に基づく年度間の増減はあるものの継続的に実施すべき事業に要する経費等については、別に示す変動経費に係る要求上限一般財源額の範囲内で、計画の見直しやコスト縮減等により可能な限り抑制した要求とする。これら以外の例えば年央開始事業等のため通年予算化が必要な経費等については、可能な限り経費を精査・圧縮した上での要求とする。

なお、この区分に係る事業は、今後の予算総額に対する財源確保の見通しや収支不足の状況等も踏まえ、要求一般財源額の範囲内での要求であっても、事業実施の緊急性等の観点から年次計画や規模等の見直しについて再度検討を行い、所要額を精査の上配分する。

(3) 一般経費

上記1及び2(1)(2)以外の経費の総額を一般経費とする。各局等の主体的な歳入創出、事務事業効率化に向けた取り組みを促すため、ゼロシーリングを設定し、27年度当初予算における一般経費に係る要求上限一般財源額の範囲内での要求とする。

各局等においては、前述の課題認識を十分に踏まえ、事務事業見直しの徹底や、局等内全体としての財源配分調整を行い、要求上限一般財源額を遵守の上要求するものとし、当要求区分においても精査・査定の上配分する。

なお、例年同様、財源創出の取り組みにより、一般財源効果額があるものについては、別途示す基準により要求上限一般財源額へ上乗せするとともに、創出された財源を充当した事業については一定の配慮を行うこととする。

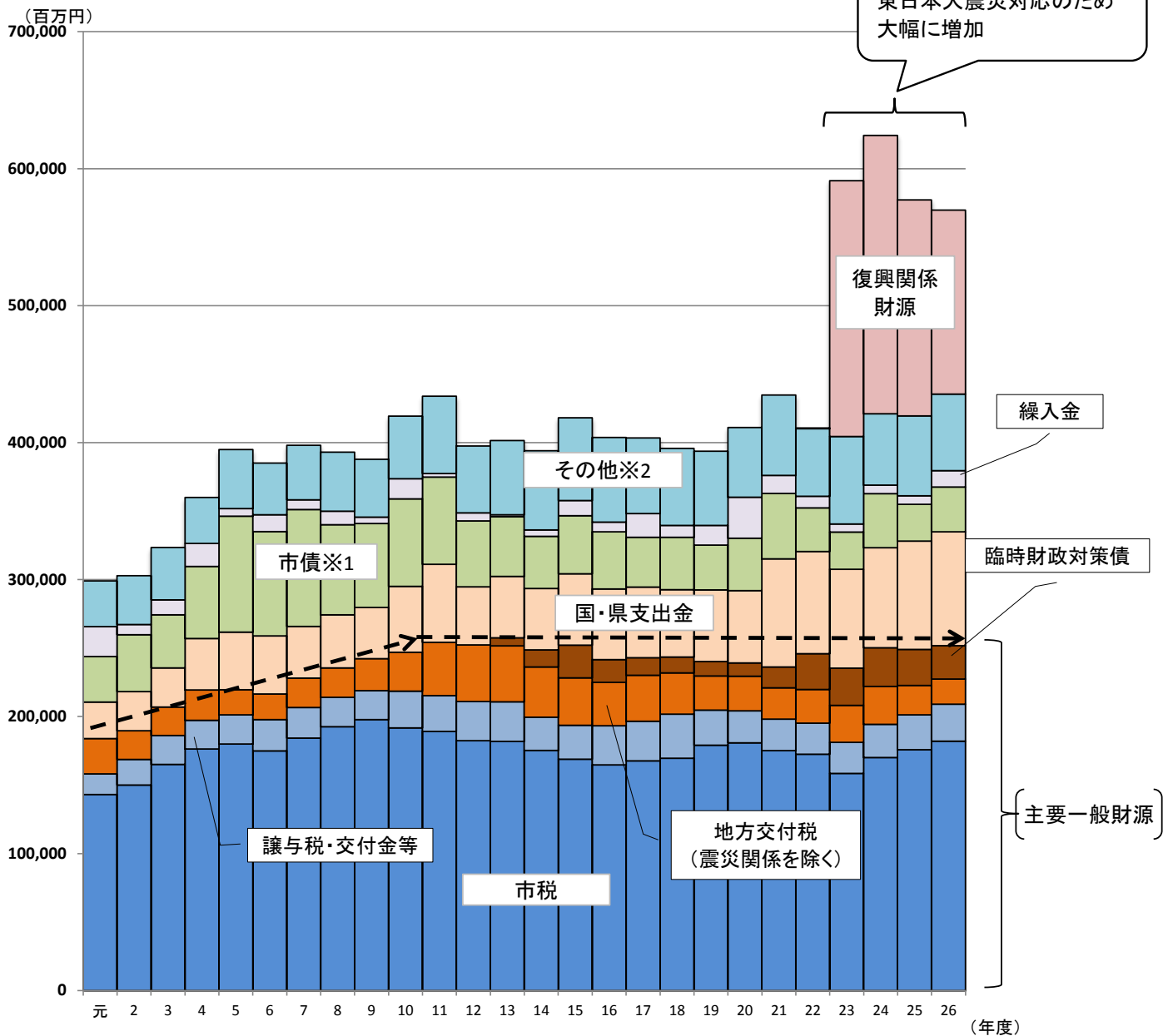
3. 歳入確保の取り組み

市税や国民健康保険料、介護保険料などの収納対策を継続して強化していくほか、新たに、使用料・手数料等を含む市の収入全般にかかる債権管理徹底に向けた組織横断的な取り組みを進めるなど、歳入確保策の拡充を図ることとする。

4. その他

上記のほか、別途通知する予算編成要領に基づき予算の見積もり等に当たられたい。

歳入決算額の推移(普通会計ベース)



※1 市債・臨時財政対策債を除く

※2 その他・分担金・負担金, 使用料・手数料, 財産収入, 寄附金, 繰越金, 諸収入

○政令指定都市移行から平成10年頃まで

- ・全国的な好景気を背景とした市税の増加傾向は、平成3年頃のバブル崩壊以降も国の積極的な景気浮揚対策などに支えられて、本市では平成9年度まで継続。
- ・国の景気浮揚対策による積極的な公共事業の実施に伴い市債は高水準を継続。

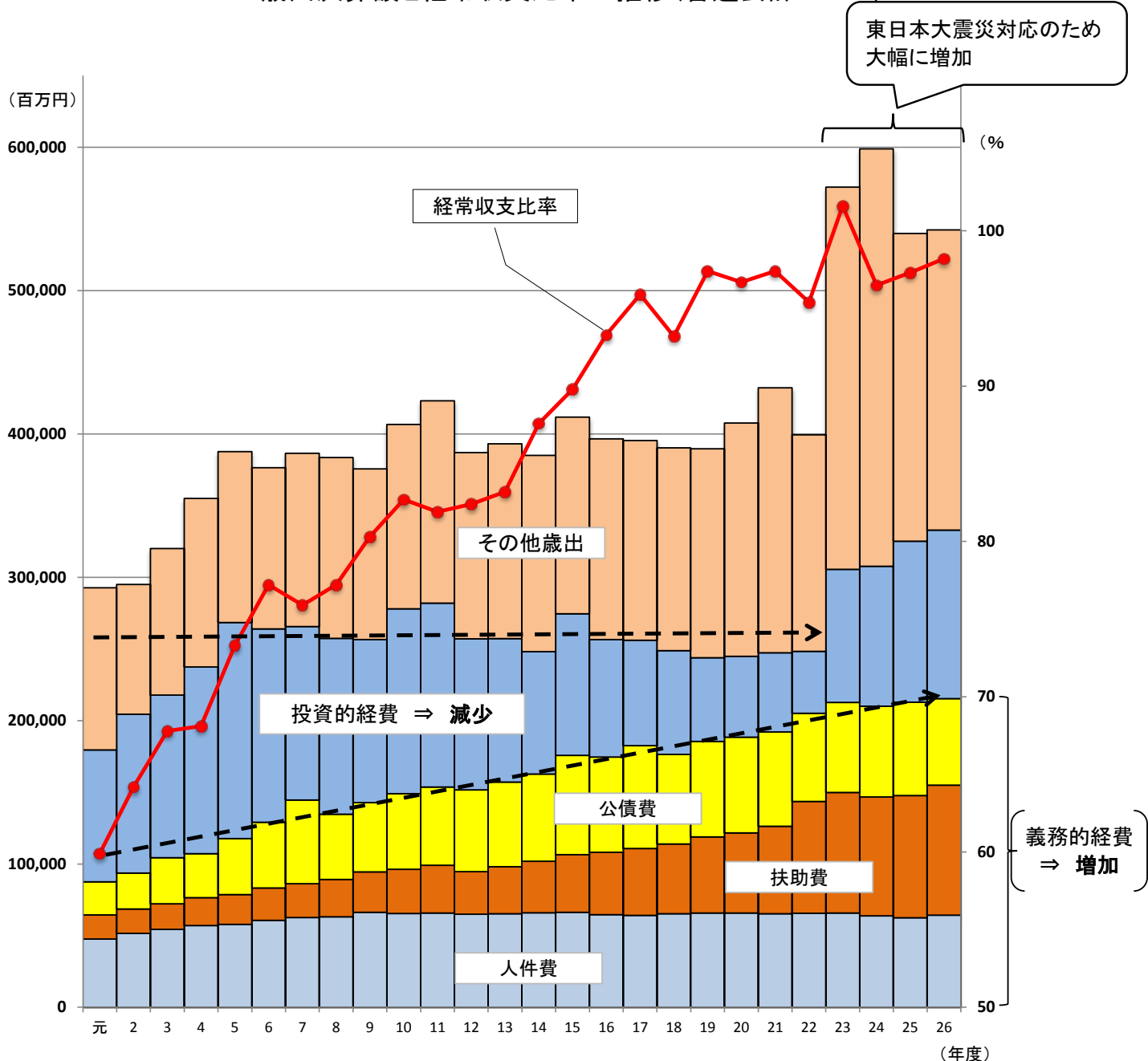
○平成11年頃から平成22年度まで(震災前)

- ・市税は、平成9年度をピークに減少に転じた。その後国の金融緩和政策などによる輸出関連産業を中心とした好景気により一旦は増加に転じたが、平成20年頃のいわゆるリーマンショックにより再び減少に転じた。
- ・平成11年頃から、全国的な景気の低迷により、市税、地方交付税を始めとした主要一般財源は今日まで頭打ちの状況が継続。なお、平成13年度に、国における地方交付税の財源不足のため、代替措置として臨時財政対策債が創設され、以降地方交付税からの振り替わりの傾向が強まっている。
- ・平成16年度から18年度にかけて、地方税財政制度に係る三位一体改革が行われた。経済情勢の影響等もあり単純な評価は難しいが、本市では、市税の増収以上に国庫補助負担金及び地方交付税が減額。特に平成20年度においては、財源不足による大幅な基金取崩しを余儀なくされ、平成21年度予算編成では、財源確保のため都市整備基金及び市庁舎整備基金を廃止し財政調整基金に編入する事態に至った。

○平成23年度以降

- ・東日本大震災への対応のための国からの復興交付金や震災復興特別交付税の交付により、市の財政規模が大幅に増加。

歳出決算額と経常収支比率の推移(普通会計ベース)



1. 歳出決算額

○政令指定都市移行から平成10年頃まで

- ・政令指定都市移行後の様々な都市基盤整備推進に伴い、投資的経費が増加するとともに、その財源として発行した市債の元利償還も少し遅れて増加。業務増等により人件費も増加。
- ・扶助費は、高齢化の進展等により増加。

○平成11年頃から平成22年度まで(震災前)

- ・人件費は行財政改革計画に基づく人員削減等により横ばい。
- ・扶助費は高齢化の更なる進展等により確実に増加を続けた。
- ・公債費は投資的経費の縮減により横ばい、減少に転じたが、普通交付税の振り替わりとしての臨時財政対策債の導入により、全体としては横ばい。
- ・これらに対応して、主要な政策的経費であった投資的経費を縮減せざるを得ない状況が継続し、平成22年度の投資的経費はピークであった平成10年度の約3分の1にまで減少し、公共施設の老朽化対応も遅れ気味になるなどの課題も発生。

○平成23年度以降

- ・東日本大震災への対応のため、投資的経費やその他の経費を中心に市の財政規模が大幅に増加。

2. 経常収支比率

- ・財政構造の弾力性を示す経常収支比率については、扶助費などの経常的な支出の増加に伴い、平成元年以降、上昇傾向が続いており、財政の硬直化が進んでいる。